

令和2年11月

定例委員総会 議事録

令和2年11月10日（火）

宗像市農業委員会

令和2年11月 宗像市農業委員会 定例委員総会

招集年月日	令和2年11月10日				
招集の場所	宗像市役所北館 第202会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和2年11月10日 午後4時00分	会	山口 義嗣	
	閉会	令和2年11月10日 午後5時00分	長		
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席16人 欠席8人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	山口 義嗣	○	13	樋口 芳明	×
2	富田 裕	○	14	白木 晋平	×
3	栗野 通孝	○	15	花田 長文	×
4	薄 幸一	○	16	時安 剛	○
5	松井 徳一郎	○	17	草野 一幸	×
6	梶原 富子	○	18	高橋 守	×
7	山下 敦	○	19	吉永 和義	○
8	花田 安輝	○	20	福崎 隆裕	○
9	山田 堅	○	21	福嶋 仁士	×
10	本田 辰幸	○	22	山下 重實	×
11	吉田 晉一	○	23	的場 英敏	×
12	吉武 順子	○	24	石松 健一郎	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	なし			
	退場	なし			
議事録署名人	2番	富田 裕	4番	薄 幸一	

令和2年11月定例委員総会会議結果

- | | | |
|-------|--|----------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について
受付NO1 | 承認 |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請について
受付NO1
受付NO2 | 承認
承認 |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について
受付NO1
受付NO2 | 承認
承認 |
| 第4号議案 | あっせんの申出について
受付NO1 | 承認 |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について | 承認 |
| 第6号議案 | 農業振興地域整備計画の変更について
受付NO1
受付NO2
受付NO3
受付NO4
受付NO5 | 承認
承認
承認
承認
承認 |

報告事項

- | | |
|-----|---------------------|
| 第1号 | 農地法第5条の規定による届出について |
| 第2号 | 田より畑への地目変更による届出について |

○議長

令和2年11月の定例農業委員会総会をただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は16名です。よって、令和2年11月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっておりますので、指名いたします。

○議長

それでは第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人は●●●●さんになります。今回の申請地は、●●●●さんが所有している農地と接しており、譲渡人である●●●●さんに一体的に耕作したいので譲ってほしいと相談したところ、話がまとまりましたので農地法第3条の申請にいたっています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。説明は以上です。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長

ただいま、受付NO1の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号1の申請人の説明をいたします。申請人は●●●●さんです。経営規模を拡大するにあたり、育苗プール等が不足するというので、今回の許可申請に至っています。●●さんは現在約●●●●の経営面積で、今後も農地を購入予定です。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条許可申請は、農地区分など許可要件を満たしていると考えていますので、妥当と判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、育苗プール及び農作業場になります。造成につきましては、敷地全体にバラスを敷きならす程度で、大きく形状が変わることはありません。雨水につきましては、敷地の南側の排水口から水路へ排水されます。汚水や生活雑排水については、発生しません。日照や通風は、特に問題ないと考えています。また、騒音につきましても、特に影響ないと考えています。

地元の水利組合長の承諾も得ております。また、農地区分は第2種農地に該当し、今回の農地法第4条の農地転用は、妥当と判断しています。以上、簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO1についての議案説明と地区担当委員、現地調査B班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。議事進行について、副会長と交代いたします。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号2の申請人の説明をいたします。転用目的は、一時転用による農地改良になります。申請人は●●●●さんになります。休耕中の農地を約70cmかさ上げし、改良を行います。農地改良後は、2～3年かけて約300本のハゼの苗木を植栽する予定です。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条許可申請は、農地区分など許可要件を満たしていると考えていますので、妥当と判断しています。以上で、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

第2号議案の受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、一時転用による農地改良になります。改良では約70cmかさ上げし、農地改良を行います。被害防除は敷地の西側に縦約30m、横約5m、深さ約1mの沈砂池をもうけ、自然浸透・自然流下により排水処理します。汚水や生活雑排水の発生はありません。水利組合長の承諾も得ております。また、農地区分は第2種農地に該当し、今回の農地法第4条の農地転用は、妥当と判断しています。

以上、簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO2についての議案説明と、地区担当委員、現地調査B班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

○委員

転用目的で農地改良、括弧、一時転用というのはどういうことなんでしょうか。

○事務局

農地の改良を行う期間は、一時的に農地として利用ができないということで、その間は一時転用期間として位置づけられます。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。受付NO1については、事務局から議案説明と譲受人・譲渡人の説明を続けて受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

ひきつづき、譲受人・譲渡人について説明します。譲受人は、電気事業者の認定を受け、クリーンエネルギー事業を展開する株式会社●●●●●●になります。●●地区で進められています●●●●●●発電所工事に伴う変電所の設置になります。ソーラー発電所で発電された電力を九州電力へ送電するにあたり、九州電力所有の鉄塔に接続するため、電圧や周波数の変換を行う設備を整備します。譲渡人は●●●●●●さんになります。

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の議案説明と譲受人・譲渡人の説明がありました。

○議長

つづきまして、現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

第3号議案の受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、太陽光発電設備工事に伴う変電所の設置になります。被害防除については、汚水や生活雑排水は発生しませんが、雨水処理については、側溝が新設されますのでこちらに排水されます。また、変電所の周囲は防護柵を設置し、防犯対策を行います。さらには県道からの進入路拡張に伴い法面が形成されますが、種子吹付による法面保護を実施します。日照や通風、騒音についても、周辺に特に影響ないと考えています。地元の農事区長の承諾も得ており、農地区分は第2種農地に該当し、今回の農地法第5条の農地転用は、妥当と判断しています。

以上、簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO1についての議案と譲受人・譲渡人、現地調査B班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲渡人の●●さんと譲受人の●●●さんは、祖母と孫の関係になります。●●●さんは結婚後、子供にも恵まれ、祖母の後継として地元に戻りたいとの希望で5条申請に至っています。当初、分家住宅にて申請の予定でしたが、県の担当者から生計を一にしたことがないなどの理由から分家住宅での申請が叶わず、今回、令和2年9月定例総会において、農業経営強化基盤促進法に基づく宗像市農用地利用集積計画で承認を経て耕作者となり、農家としての権利を得て、農家住宅の申請の運びとなりました。●●●さんは農業の経験はほとんどありませんけれども、本年9月から約5年弱の使用貸借の契約の中で、経験を積んでいってもらえると考えています。また、祖母宅に納屋があり、農機具等もそろっており、居宅として最低限の広さでの申請を考慮し、地元担当委員としてサインをさせていただいております。以上です。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、木造2階建ての農家住宅の建築になります。造成については、現況が大きく変わることはありません。敷地内の雨水については、集水桝を経由し、側溝に排水されます。給水は上水道、汚水等は公共下水を利用します。日照や通風、騒音についても、周辺に農地はなく、特に影響ないと考えています。水利組合長の承諾も得ており、農地区分は第2種農地に該当し、今回の農地法第5条の農地転用は、妥当と判断しています。以上、簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま事務局から第3号議案の受付NO2について議案説明と地区担当委員、現地調査B班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はござ

いませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第4号議案「あっせんの申出について」を議題と致します。2件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第4号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第4号議案、受付NO1 あっせん委員の選出にあつては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1のあっせん委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第4号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第4号議案、受付NO2 あっせん委員の選出にあつては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO2のあっせん委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和2年度農用地利用集積計画について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第5号議案「令和2年度農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5議案、令和2年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和2年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。農振農用地の除外が2件、農振農用地への編入が3件、合計5件の案件が申請されています。まず、農振農用地の除外の受付NO1と受付NO2について、農業振興課より説明を受けたいと思います。農業振興課説明をお願いします。

○農業振興課

(第6号議案の受付NO1と受付NO2について、議案により説明)

○議長

農振農用地の除外の受付NO1と受付NO2の説明に対して、ご質問、ご意見はありますか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を取ります。第6号議案受付NO1及び受付NO2について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第6号議案、受付NO1及び受付NO2について、可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

つづきまして、農振農用地への編入の受付NO3から受付NO5につきまして、農業振興課から説明を受けたいと思います。農業振興課説明をお願いします。

○農業振興課

(第6号議案の受付NO3から受付NO5について、資料により説明)

○議長

受付NO3、受付NO4、受付NO5の説明に対して、ご質問、ご意見はありません

か。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第6号議案、受付NO3、受付NO4、受付NO5について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第6号議案、受付NO3、受付NO4、受付NO5について、可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」と報告事項第2号「田より畑への地目変更による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号、報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号及び報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和2年11月定例委員総会は閉会いたします。